お客様各位

外国送金に関するお願い

「マネー・ローンダリング防止」「テロ資金供与防止」「経済制裁」への対応について

「マネー・ローンダリング」や「テロリストへの資金供与」の未然防止、「各種経済制裁措置」への対応は、ますます重要になっており、各金融機関においても厳格な対応が求められています。

当金庫におきましても、法令の趣旨を踏まえ、下記に示しましたように、お取引の背景や原資について、ご説明や書類のご提出をお願いしますので、お客様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。なお、お客様からご説明いただいた内容やご提出いただいた書類については、記録もしくは写しをいただきます。

当金庫からの依頼にご対応いただけない場合や、確認させていただいた内容によっては、送金希望日に対応ができないことがありますので、ご了承ください。

また、関係する法規制等遵守の観点から、総合的に判断して、外国送金取引（仕向・被仕向）のお取扱いができない場合がございます。お取扱いができない事例については、次頁の通りです。

	仕向送金	被仕向送金
ご説明いただく 事項等	取引内容 ・送金目的 ・受取人との関係等 送金資金の原資 依頼人に関する事項 ・職業 ・事業内容 受取人に関する事項 ・国籍、居住地、生年月日等	取引内容 ・送金目的 ・送金人との関係等 受取人に関する事項 ・職業 ・事業内容 送金人に関する事項 ・国籍、居住地、生年月日等
ご提出いただく 書類等	取引内容を確認できる書類 ・契約書、請求書、インボイス、輸入許可証、輸出許可証、 原産地証明書、運送書類、相手方とのメールのやり取り等 送金資金の原資について証明する書類 お客様の本人確認書類、会計資料（決算書等）	

※送金内容等により、上記に加えて他の資料のご提出をお願いする場合がございます

城南信用金庫

外国送金取引のお取扱いができない事例

・禁輸品輸出入に該当する取引（麻薬、拳銃、児童ポルノ等）

・外為法に基づく規制の対象、米国 OFAC 規制の対象となる取引

（北朝鮮、イラン、キューバ、シリア、クリミア地域等との取引、国内外の規制当局が指定する経済制裁対象者との取引等）

・ワシントン条約等で禁止された動植物の輸入等

・関係法令等で規制の対象となる取引

・知人・友人との取引のうち目的・関係等が不明確なもの

・真の送金人・受取人が別途存在する取引のうち、実態が不明なもの

・送金内容に矛盾がある等真偽に疑義のある取引

・複数名による「とりまとめ送金」

・オンラインカジノに関する取引、暗号資産の売買等

・当金庫のお客様または送金先が資金移動業者である取引

・投資、金融サービスの提供に関する法律に基づく登録を受けていない業者との取引

・送金原資が現金の場合（取引直前の現金入金で原資が確認できない取引も含む）

・契約上は法人間の商取引にも関わらず、当該法人の代表者等の個人口座へ送金する取引など、取引当事者と口座名義が一致しない取引（被仕向送金で、取引当事者と送金依頼人が一致しない取引も含む）

・軍事用途にも転用可能な技術や製品などのデュアルユースと思われる品目の輸出で、輸出先が経済産業大臣の告示で定める「外国ユーザーリスト」に該当する取引

・輸出入に関し許可申請が必要な場合で許可を得ていない取引

・公序良俗に反すると思われる取引の他、各種法令等に抵触する、または取引の整合性に疑いがあると当金庫が判断した取引や、当金庫の基準に照らしてお取扱いができないと判断した取引

・各種の確認や情報提供にご協力いただけないお客様との取引

（注）関係する法規制

・犯罪による収益の移転防止に関する法律
・外国為替及び外国貿易法
・内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律
・米国財務省外国資産管理室（OFAC）による取引禁止・資産凍結措置（米国 OFAC 規制）

ご不明な点がございましたら、当金庫国際業務課、海外事業支援室（0120-753-012、03-3493-8406）またはお取引店までお問い合わせください。